平成２９年（フ）第１３６号
福井市北四ツ居２丁目８番38号　プランタンハウスＢ103
債務者　山本　浩隆
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
福井市北四ツ居２丁目８番38号　プランタンハウスＢ103
債務者　山本　由会
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
福井市乾徳３丁目11番20号、旧住所福井市成和２丁目203番地２　サンイースト北倉401号室
債務者　帯刀　千聖（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
福井市上北野２丁目４番28号　コーポあすか210
債務者　田中良惠こと　金　　良惠
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
福井市グリーンハイツ２丁目108番地　清水グリーンハイツ３棟104号室
債務者　爰地　博美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
福井市米松１丁目４番13号　吉川マンションＢ棟204
債務者　木村　　力
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
福井県あわら市温泉４丁目911番地　藤井アパート　１号、旧住所福井県あわら市布目第32号60番地　伊藤方
債務者　山崎　誠光
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
長野県伊那市美篶10780番地３
債務者　堀内　幸人
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１６１号
兵庫県宝塚市大成町２番17号サニーコート202
債務者　山野　博史
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
兵庫県西宮市森下町５番26―501号
債務者　平山　啓治
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１１号
兵庫県西宮市森下町５番26―501号
債務者　平山　絵美
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３４号
兵庫県西宮市今津曙町９番14―503号
債務者　宗和　美樹
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３３号
奈良県御所市大字重阪771番地の１、前住所奈良県大和高田市大字根成柿321番地１　介護老人保健施設　光陽
債務者　辻本　照明
法定代理人成年後見人弁護士　坂手亜矢子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
福岡県直方市大字感田2492番地２
債務者　染井　竜一
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１６号
沖縄県国頭郡国頭村字宜名真５番地　宜名真教員住宅
債務者　稲福　　唯
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１７号
沖縄県名護市大東２丁目６番27―307号　パラシオ東江
債務者　志良堂美恵（旧姓城間）
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
那覇地方裁判所名護支部